

船橋市立前原小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の対応方針)

いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。「いじめは絶対に許されない」という基本認識をもち、全教職員で情報を共有しながら、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行う。また、平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努め、教育委員会、相談機関等、関係機関と適切な連携を図り対応する。

2 いじめ防止等の基本となる事項

(1) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、その実施を毎月の生徒指導部会内で行う。

<構成員>校長、生徒指導主任、各学年生徒指導部、専科教諭、養護教諭、(S C)

<活動>アンケート調査並びに教育相談に関する活動。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める活動。

いじめ事案への対応に関する活動。

<開催>月1回の生徒指導部会内で実施し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめ防止等に関する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるとときは、保護者と連係を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) いじめの未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処についての具体的方策

① いじめの未然防止のための措置

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。

教室に、様々な異なる考え方や意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。

- ・児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

学力以外にも様々な観点から、児童が興味を抱くこと、好きになれることが、夢中になれるなどを、学校生活において、提供する機会を積極的に設定する。

- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。

異年齢交流や、学級の係活動、児童会活動において何ができるのかということについて児童が考える機会を用意することで、自分が他者の役に立っているという実感をもたせる。

- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

児童が、「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築く。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめ早期発見のためのアンケート調査を実施する。

SNS等のネットワークを利用したいじめをはじめ、見えにくいいじめを早期に発見する目的も含め、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回（6月・11月・2月）実施するとともに、ICTを活用した生活アンケート等その他の必要な措置を講ずる。

- ・家庭や地域、関係機関との連携し、いじめに気付くネットワークを広げる。

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行い、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見に努める。

- ・職員間での情報の共有し、担任だけでなく学校全体で児童を見守る。

いじめの防止等のための対策に関する情報を共有し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図るとともに、学校の職員全体で児童の変化にいち早く気付くことができるよう努める。

- ・相談窓口の周知徹底

いじめについて児童や保護者が相談できる相談機関の周知を確実に行い、児童及び保護者が気兼ねなく相談できる体制を整備する。また、児童の不安や悩みだけでなく、思っていることや考えていることを職員やSCに伝えることができる、「おはなしカード」を設置し、児童に周知するとともに、何か気になることがあるときは一人で抱え込まないことや、相談することは恥ずかしいことではないということを継続して指導する。

③ いじめへの適切かつ迅速な対処を行うための措置

- ・いじめられている児童に寄り添った対応と傷ついた心のケアを行う。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先する。危機と一緒にしのいでいる

くという姿勢を示し、被害者のニーズを確認しつつ安全な居場所の確保やいじめる児童や学級全体の指導に関する具体的な支援案を提示する。

- ・いじめ加害者と被害者の関係修復に努める。

加害児童の保護者にも協力を要請し、加害者が罪悪感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えることを目指して働きかける。その際、いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

- ・いじめの解消を目指す。

「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの条件を満たし、いじめが解消しているという状態を目指す。その際、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認するとともに、いじめが解消している状態に至った後も注意深く見守り続ける。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、S C・S SW等の関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価し、次年度に向けての改善を行う。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

3 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式 入学式 1年生を迎える会	SOSの出し方授業
5		いじめ防止対策委員会
6	運動会 学校開放デー	いじめアンケート
7	個別面談	アンケート結果に基づく学級指導
8		
9		生活アンケート（ＩＣＴ）
10	前期終業式 後期開始	いじめ防止対策委員会
11	学校開放デー	いじめアンケート
12	前原音楽祭 個別面談	アンケート結果に基づく学級指導
1		生活アンケート（ＩＣＴ）
2	学校開放デー 6年生を送る会	いじめアンケート
3	卒業式 修了式	アンケート結果に基づく学級指導

※毎月生徒指導部会を開催する。